

平成 22 年 9月 補正予算要求事業調査

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分
13	児童センター管理運営事業			新規 拡大 継続
会計区分	款	項	目	所管
一般会計	3	4	3	子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課
事務事業の位置付け				
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名	
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名	
根拠法令・条例・規則等	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条 さいたま市児童センター条例			
予算要求事業の概要				
内容	さいたま市内16か所の児童センターの管理運営を行います。			
目的・目標	<p><目的> 児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とした、地域児童の健全な育成を図るための拠点施設として、児童センターの管理運営を行います。</p> <p><目標> すべての子どもたちの育ちを考え、地域の中で信頼される、児童と家庭と地域の支援センターを目指します。また、市内16か所の児童センターが、相互に連携を図ることにより、より効果的なサービスや、効率的な運営を目指します。</p>			
現状と課題	<p><現状(平成21年度末)> 1 児童センター利用者数(16か所合計) 477,617人 2 実施事業 (1) 子どもたちの文化活動の促進 (2) 子ども体力増進活動の促進 (3) 週末(土・日)に対応したプログラム (4) 障害児・高齢者との共生体験事業 (5) 交流事業の推進</p> <p><課題> すべての子どもの健全育成や子育て家庭の支援をするため、時代のニーズに沿った事業を展開していく必要があります。</p>			
今後のスケジュール	<p>・平成22年度 各児童センターで中学生世代の居場所づくり事業を推進するため、備品を購入します。</p> <p>・平成23年度以降 引き続き、中学生世代の居場所づくり事業の推進を図ります。</p>			

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	「さいたま子ども・青少年希望プラン」では、青少年が安心して活動できる居場所づくりの推進を重点プログラムとしています。市内16か所ある児童センターは青少年の居場所となる施設であり、中学生世代を対象とした事業を緊急に進める必要があります。なお、当該事業は、安心子ども基金を活用します。
	実施義務	根拠法令等
効果	他市の実施状況	政令市：横浜市実施(川崎市、千葉市、相模原市) 県内他市：上尾市実施
	対象者	全ての中高校生
	効果	中学生にとって児童センターは放課後や土・日の居場所になっており、事業を行うことで、仲間と協力する等の子ども達の不十分な部分をサポートします。

3 補正前予算額、補正予算要求、査定の内容

(単位：千円)

	金額	備考	
平成22年度	補正前予算額	521,594	<積算内訳> 1 児童センター非常照明等修繕 5,124 2 公共建築物定期点検手数料 1,729 3 児童センター管理運営経費 511,981 4 土地・駐車場賃借料 2,760
	財源内訳		
	使用料及び手数料	16	
	国庫支出金	15,024	
	一般財源	506,554	
9月補正予算	補正予算要求	4,850	<積算内訳> 1 楽器等備品購入
	財源内訳		
	県支出金	4,850	
			・県補助金 補助率 10/10
9月補正予算	財政局長査定	4,850	<査定内容> 1 楽器等備品購入
	財源内訳		
	県支出金	4,850	
			・県補助金 補助率 10/10
9月補正予算	市長査定	4,850	<査定内容> 1 楽器等備品購入
	財源内訳		
	県支出金	4,850	
			・県補助金 補助率 10/10
<査定理由> 青少年の健全な育成に寄与することが期待されることから必要な経費と判断し、9月補正予算に計上することとしました。			
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。			